

児童扶養手当のご案内

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当を受けられる方（支給要件）

手当の対象となるのは、 $\left\{ \begin{array}{l} 18歳になった年の年度末までの間にある児童 \\ 20歳未満で一定の障害の状態にある児童 \end{array} \right\}$ です。

次のいずれかに該当する児童を、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{監護}^* \text{している母} \\ \text{監護し、かつ生計を同じくしている父} \\ \text{父母に代わって児童を} \text{養育}^* \text{している方} \end{array} \right\}$ が手当を受けることができます。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童

* 外部障害・内部疾患・精神障害等、父又は母の障害の程度は定められた診断書により判定しますが、障害基礎年金1級を受けている方は、診断書を省略できます。

- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童

* 父又は母が船舶事故やその他危難に遭遇し、その危難が去った後3か月以上生死が明らかでない場合等が該当します。

- (5) 父又は母から引き続き1年以上遺棄^{*}されている児童
- (6) 父又は母がDV防止及び被害者保護に関する法律の規定による保護命令^{*}を受けた児童
- (7) 父又は母が法令により1年以上拘禁^{*}されている児童
- (8) 母が婚姻によらないで生んだ児童

* 児童の父からの認知の有無は直接関係しません。

- (9) 婚姻によらないで生まれた児童か不明な児童

* 棄児等を養育している場合です。里親制度により委託を受けている場合は該当しません。

※の用語の意味は、後掲「用語の解説」をご覧ください。

★ただし、以下の場合は支給を受けられません

- (1) 手当を受けようとする方が次のいずれかに該当する場合

* 日本国内に住所を有しないとき
* 手当を受けようとする方や、同居の扶養義務者などの所得が一定額以上であるとき
(後掲「所得制限限度額表」参照)

- (2) 児童が次のいずれかに該当する場合

* 日本国内に住所を有しないとき
* 里親に委託されていたり、施設に入所しているとき
(通園している場合や、母子生活支援施設に入所している場合等を除く)
* 父又は母と生計を同じくしているとき。(重度の障害の状態にある場合を除く)
* 父又は母の配偶者に養育されているとき
(婚姻の届け出をせず、内縁関係(事実上の婚姻関係)にある場合も含む)

手当額

所得金額によって手当額が異なります

【令和6年4月～10月分】

区分	子ども1人の場合 (月額)	子ども2人目の加算額 (月額)	子ども3人目以降の加算額 1人につき(月額)
全部支給	45,500円	10,750円	6,450円
一部支給	45,490円～10,740円	10,740円～5,380円	6,440円～3,230円

【令和6年11月分～】

区分	子ども1人の場合 (月額)	子ども2人目の加算額 (月額)	子ども3人目以降の加算額 1人につき(月額)
全部支給	45,500円	10,750円	10,750円
一部支給	45,490円～10,740円	10,740円～5,380円	10,740円～5,380円

所得制限限度額表

児童扶養手当の手当額は、前年(1～6月に申請する場合は前々年)の所得額によって決まります。以下に記載した所得額は、児童扶養手当関係法規によって定められた所得額で、地方税法による所得額とは、控除の種類等が異なります。手当を申請する方、又は同居の家族(扶養義務者)の所得が一定額以上あるときは、手当の一部又は全部が支給されません。

【平成30年8月分～令和6年10月分】

扶養親族等の数	受給資格者		扶養義務者の 所得制限限度額
	全部支給の 所得制限限度額	一部支給の 所得制限限度額	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人	239万円	382万円	426万円
6人目以降	1人につき 38万円加算		

【令和6年11月分～】

扶養親族等の数	受給資格者		扶養義務者の 所得制限限度額
	全部支給の 所得制限限度額	一部支給の 所得制限限度額	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人	183万円	322万円	350万円
4人	221万円	360万円	388万円
5人	259万円	398万円	426万円
6人目以降	1人につき 38万円加算		

「扶養親族等の数」とは、住民税の課税台帳上の扶養人数です。

「扶養義務者」とは、直系の血族及び兄弟姉妹です。

扶養親族等に下記の方がいる場合は、所得制限限度額に次の額を加算した額が限度額となります。

- ・請求者本人の場合……………老人扶養親族・老人控除対象配偶者数1名につき10万円を加算
 特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）1名につき
 15万円を加算
- ・扶養義務者の場合……………老人扶養親族1名（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち一人を除いた老人扶養親族一人）につき6万円を加算

手当の支給開始月、支給時期について

原則として、申請した月の翌月分から支給されます。支給月は奇数月で、支給月の前月までの2ヶ月分が支給されます。ただし、申請後に内容を確認するための事務処理期間が必要なため、最初の支給月については遅れることがあります。

申請（認定請求）の方法

住民票を置く市区町村の児童扶養手当担当課に、必要書類を添えて申請（認定請求）してください。

●必要書類

（1）戸籍謄（抄）本

おおむね1ヶ月以内に発行されたもの。請求する方と対象となる児童の戸籍が別の場合にはそれぞれ必要となります。

戸籍に離婚の記載がされるまで時間がかかる場合には、戸籍謄本に代えて、次の書類を添付することができますが、後日、離婚が戸籍に記載された場合は、速やかに戸籍謄本の提出が必要です。

ア 離婚届受理証明書

イ 調停調書、審判書又は判決書の謄本（審判書及び判決書の謄本には、確定証明書を添付のこと。）

（2）住民票（同居している方全員分）

おおむね1ヶ月以内に発行されたもの。世帯分離など同居所に住民票を別にしての方がいる場合にはその方の住民票も必要です。お住まいの自治体によっては添付省略可能な場合がありますので事前に御確認ください。

●窓口でご記入いただく書類・聴き取りにより市区町村担当者が作成する書類

（1）認定請求書

（2）公的年金調書

（3）現況調書

（4）生計維持等に関する調書

（5）養育費等に関する申告書（必要な方のみ）

●申請する方や世帯の状況等により、必要となる場合がある書類

（1）父又は母の診断書

父又は母が重度の障害者の場合に必要です。障害の種類によって使用する診断書が異なりますので、事前に市区町村窓口へお問い合わせください。

（2）父又は母の保護命令決定書の謄本及び確定証明書

父又は母がDVに係る保護命令を受けている場合に必要です。

（3）父又は母の拘禁証明書

父又は母が拘禁されている場合に必要です。

（4）年金証書

父又は母が死亡又は障害者の場合必要です。

（5）各種申立書（居住申立書・不在申立書・別居監護申立書・養育申立書・監護申立書・同居人との関係申立書・事実婚解消申立書・遺棄申立書 等）

遺棄申立書以外は地区の民生委員・児童委員による確認が必要です。詳しくは市区町村までお問い合わせください。

（6）公的年金給付等受給証明書

請求者又は児童が公的年金等^{*}を受給している又は、児童が加算対象となっている場合必要です。

●持参していただくもの

- (1) 申請する方名義の預金通帳
- (2) 健康保険証（手当を申請する方と対象児童の記載があるもの）
- (3) 年金手帳（加入状況が確認できるもの）

◆手当の認定を受けた方は、次のような届け出等が必要です

- (1) 現況届……………受給資格を有する方全員が毎年8月1日から8月31日までの間に提出します。
なお、2年間提出しないと、時効により受給資格が喪失となります。
- (2) 額改定届……………対象児童が減少したとき。
- (3) 額改定請求……………対象児童が増加したとき。
- (4) 資格喪失届……………受給資格がなくなったとき。
- (5) その他の届……………氏名、住所、銀行口座の変更、受給資格者が死亡したとき、所得の高い扶養義務者と同居又は別居したとき、新たに公的年金を受けられるようになったとき、受給している年金額に変更が生じたときなど。

届け出が提出されないと、手当の支給が遅れたり、受給資格がなくなったり、場合によっては手当を返還していただくこととなりますので、忘れずに提出してください。

公的年金と児童扶養手当の併給について

公的年金（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給する方について、平成26年12月分以降、年金額が児童扶養手当額より低い場合は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

●手当を受け取れる場合の例

- ・お子さんを養育している祖父母等が、低額の老齢年金を受給している場合
- ・父子家庭で、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合
- ・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合等

また、令和3年3月分以降、児童扶養手当の額が障害基礎年金等（国民年金法による障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など）の子の加算部分を上回る場合、その差額分を児童扶養手当として受給できるようになりました。

マイナンバーについて

マイナンバーの記入が必要な手続きは下記になります。

申請書類	必要な方
新規申請	申請者、配偶者、児童および扶養義務者
他県・県内他市からの転入	申請者、配偶者、児童および扶養義務者
増額改定	増額対象児童のみ
扶養義務者の発生	該当の方のみ

一部支給停止措置について

●一部支給停止の対象となる方

母又は父である受給資格者に対する手当は、手当の支給開始月の初日から起算して5年（※1）、又は手当の支給要件（離婚や死別等）に該当した日の属する月の初日から起算して7年（※2）のいずれか早い方を経過したときに、2分の1に減額される場合があります。

※1 手当の認定請求（増額改定請求を含む）をした日において3歳未満の児童を監護している場合は、当該児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して5年を経過したときとなります。

※2 平成22年8月1日において手当の支給要件に該当している父については、平成22年8月1日から起算して7年を経過したときとなります。

注意事項

児童扶養手当を受けている場合は、住所の変更など家庭の状況等に変更が生じた場合、必ず居住する市区町村に届出（義務）を行わなければなりません。その届出をしなかった（あるいは遅れた）場合は、手当の支給が遅れたり、受給資格がなくなることがあります。また、場合によっては、支給された手当を返還していただくこととなります。

なお、偽り、その他不正な方法により手当を受けていたと判断された場合には、処罰されることもあります。

用語の解説

監護……児童を監督し、保護することをいいます。

養育……児童と同居して監護し、かつ、その生計を維持することをいいます。

遺棄……父又は母が同居しないで、扶養・監護義務を全く放棄していることをいいます。出稼ぎ・単身赴任のように目的が達成されれば帰ってくる場合や、家庭の不和による別居の場合等は該当しません。

保護命令……配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。

拘禁……留置所・拘置所・刑務所に収容・収監されていることをいいます。父又は母が継続して1年以上拘禁されている場合に支給要件に該当します。

公的年金等……遺族年金・母子年金・老齢年金・障害年金・恩給・遺族補償等をいいます。

認定請求等に関する標準処理期間について

認定請求等の処理の目安となる期間（標準処理期間）は、認定請求書等が提出された日の翌日から起算して「60日」となっています。

ただし、不備な書類を補正するための期間などは、この標準処理期間に含まれません。



© 宮城県・旭プロダクション

お問い合わせ先

市区町村

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課家庭生活支援班

電話：022-211-2633